

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道上川郡下川町

2 構造改革特別区域の名称

下川町安心子育て特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道上川郡下川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

下川町は、明治34年岐阜県から25戸の入植者により開拓が始まり、大正6年のサンル金鉱の発見、大正8年の国鉄名寄本線の開通により大きく発展し、大正13年に名寄町から分村し、下川村が誕生しました。

昭和24年の町制施行後、三菱金属鉱業(株)の鉱山が活況を呈し、農林業と鉱業の町として発展し、広範な生活環境の整備が進みました。

しかし、日本経済の高度成長に伴う若者の流出や下川鉱山の休山、JR名寄本線の廃止などにより過疎化の進行が進みました。

まちづくりの特徴としては、昭和56年度から全国の都市住民を対象に「ふるさと運動」が始められ、都市住民との交流を促進するさまざまな取り組みや「万里長城」、「アイスクャンドル」など多彩なアイデアによるまちづくりが官民一体となって進められています。

本町の地勢は、北海道北部の上川支庁管内の北東部に位置し、東西約20km、南北約31kmに及び644.20km²の広大な面積を有し、その9割が森林で覆われ、恵まれた森林資源と豊かな美しい自然が残されています。

特に町有林面積4,490haを有し、自然環境の保全等公益的機能との調整を図りながら、循環型資源造成のため森林施業を推進しています。

町の人口は、昭和35年の15,555人をピークに年々減少を続けており、現在は4,164人(平成16年12月1日現在)となっています。

また、高齢化率32.9%、就学前児童(154人)は人口の3.7%と深刻な少子高齢化が進んでいます。(別紙資料2「1-(1)人口階層について」及び別紙資料3参照)

本町においては町立の保育所1か所、幼稚園1か所を運営しているが、少子

化の影響と長引く不況による共働きの増加（別紙資料2「1（6）女性の就業状況について」及び別紙資料5参照）や女性の社会進出などの社会情勢の変化により保育所は定員60名に対して62名で定員を超え、現在待機者もいる現状にあります。一方、幼稚園は定員70名に対して15名のため、保育・教育体制の充実が図れないことや町の財政負担が厳しいことから、町立の幼稚園を廃園することとして、0歳児から就学前の乳幼児が活動でき、多様な保育ニーズに対応する総合的な施設として「下川町幼児センター（保育所）」の増改築を進めているところであります。（別紙参考資料2～5参照）

5 構造改革特別区域計画の意義

幼稚園を廃園することにより、集団生活に接する機会を失う児童が生じることとなることから、これらについては保育所において私的契約児として受け入れをするものであります。

しかしながら、これまで私的契約児の受け入れは定員の範囲内と規定されていることから、本構造改革特別区域計画の認定を受け、保育所の定員80名を平成18年度以降私的契約児を受け入れた場合の入所見込数90名（別紙資料4及び5参照）まで可能とすることが容認されることにより、本町児童の保育のための適正な規模が確保され、集団生活における生きる力を伸ばし、次代を担う子ども達の協調性や創造性を育むことができるほか、入園者の少ない幼稚園を廃園することによって就学前教育を取り入れた保育や集団生活の中での保育など保護者の要望を踏まえた保育サービスの充実が図られます。

また、本施設に子育て支援センターを併設し、幼児教室、障害児保育等を行うとともに、子育てに関する相談、指導をはじめ各種子育て支援の施策を展開することにより、母性と乳幼児の健康増進支援体制の充実が図られます。

このことによって、将来にわたり本町における子育て環境の充実した社会形成の構築を目指すとともに、本容認事業が全国へと波及しうることで大きく期待できるものであります。

なお、町の財政面に与える効果として、幼稚園の廃園によって職員の効率的な配置を行うことができるほか、施設の老朽化に伴う施設整備費や施設・保育備品の更新費用の削減、光熱水費や各種保守点検委託料などの維持費、運営経費が削減となり、地方交付税や町税等の一般財源の減少により各分野にわたり歳出の合理化が余儀なくされている町財政にあって財政負担の軽減が図られることなどが期待されます。

さらに、子どもを持つ親に時間と生活に経済的なゆとりが生まれることにより、女性の社会参加や雇用・労働機会の拡大が進み、地域の活性化が図られ

るものであります。

6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特区の認定を受け、保育を必要とする乳幼児に対し、公平・平等な保育機会を提供し、幼児教育にふさわしい環境のもとで集団生活における保育体制の整備及びそれに関連した子育て支援センターにおける関連事業を展開することにより、生涯にわたる人間形成の基盤を築くとともに、将来にわたり本町における子育て環境の充実した社会形成の構築を目指し、地域社会において安心して子どもを生み、育てることのできる環境と、子どもを持つ親が何の不安もなく働くことのできる環境づくりの充実を図ります。

また、地方交付税や長引く不況による町税等の一般財源の減少により逼迫している町財政にあって、本事業をはじめ今後も各分野にわたる合理化を行い、財政負担の軽減を図るとともに、将来にわたり健全財政の構築を目指していくものであります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本構造改革特区の認定により就学前教育における幼児の保育内容に差がなくなることにより、保護者の家庭環境の如何にかかわらず、質の高い均質な保育機会の提供が受けられます。

また、幼稚園の廃園により施設の維持費や運営経費の削減が図られ、厳しい町財政のもと保育サービスの充実を図ることができます。

さらに、私的契約児保護者に時間的余裕が生まれ、誰もが安心して子どもを預けて働くことができ、女性の社会参加や雇用・労働機会の拡大が進み、地域社会における雇用の促進、労働環境改善、経済的に豊かになり消費も拡大され産業の振興に大きく貢献するものであります。

8 特定事業の名称

保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

保育サービスの充実

幼稚園の児童にあっては、これまでの少人数での環境から規模の大きい保育所での生活となることから、集団生活への取り組みを多く取り入れ、児童の協調性や創造性を育むとともに、保育に幼稚園で行う就学前教育を取り入れるなど保護者の要望を踏まえた保育体制を確立し、保育サービスの充実を図ります。

子育て支援事業の充実

本施設に子育て支援センターを併設し、相談窓口の開設や一時保育事業を展開し、児童福祉の拠点施設として各種事業に取り組むことにより、母性及び乳幼児の健康増進支援体制の充実を図ります。

別紙

1 特定事業の名称

番号 913

名称 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

下川町立下川幼児センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主体 下川町

区域 北海道下川町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

事業により実施する保育基準

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

保育者は幼稚園教諭と保育士資格を有する者を充てる。

保育内容は幼稚園教育要領と保育所保育指針に準ずる。

整備（増改築）する施設

下川町立下川町幼児センター（平成18年4月開設予定）

位置図 参考資料1

平面図 参考資料2

立面図 参考資料3

5 当該規制の特例措置の内容

本町においては町立の保育所1か所、幼稚園1か所を運営しているが、平成16年3月末の就学前児童数は154人（人口の3.7%）と深刻な少子化が進んでいます。（当該特例の適用を受ける区域における年代別人口の推移は別紙資料2「1（1）人口階層について」及び別紙資料3参照）

その影響から幼稚園においては、保育・教育体制の充実が図れない状況にあることや町の財政負担が厳しいことから、入園者の減少の著しい下川幼稚園を廃園とし、特区申請により私的契約児を保育所（幼児センター）で受け入れるものであります。

現在、下川幼稚園（定員70名）にあっては、長引く不況による共働きの増加や女性の社会進出など社会情勢の変化により、平成12年の入園者24名が平成16年度には入園者15名と年々減少し、集団での教育活動が行えない状況にあります。（当該特例の適用を受ける保育所・幼稚園入所（園）者の推移は別紙資料7のとおり）

そのため、保健福祉課と教育委員会で地域行動計画のニーズ調査を参考に検討を進めた結果、次のような結果でした。

入園者の著しく少ない幼稚園を廃園する。

幼稚園の廃園後、特区申請により私的契約児を保育所で受け入れる。

現保育所の施設規模では、64名程度しか受け入れすることができないので、増改築をして、幼児センターとして施設整備を進める。

また住民説明会（別紙資料2「5 住民説明会の実施」）を5回開催し、幼稚園の廃園と、特区申請により私的契約児を保育所で受け入れて保育をすることなど説明し、保護者等住民の理解を得ております。

これにより、下川幼稚園を廃園する事とし、廃園後に集団生活に接する機会を失う児童を私的契約児として受け入れるものであります。

しかしながら、これまで保育所における私的契約児の受け入れは定員の範囲内と規定されていることから、幼稚園の廃園によって私的契約児となる一部の児童は集団生活を失うことが懸念されます。

このため、児童福祉施設最低基準の最大受入児童数の基準内において定員を上回る受け入れを可能とする特例措置を適用し、現在施設整備を進めている下川町幼児センター（保育所）の定員80名が平成18年度以降私的契約児を受け入れる場合の入所見込数90名まで容認されることによって、本町における入所希望児の全部を幼児センターで受け入れることが可能となります。

これによって、児童の集団生活における生きる力を伸ばすことができ、次代を担う子ども達の協調性や創造性を育むとともに、子どもの健やかな成長に資する保育環境の充実が図られます。

また、施設に子育て支援センターを併設し、子育て相談、指導事業や子育てサークル事業及び子育てボランティア育成事業など、子育てに関する支援事業を開催し、母性と乳幼児の健康増進支援体制の充実を図るなど本町における子育て環境の充実した社会形成を目指すものであります。

幼稚園廃園後は毎年10名程度の私的契約児が予想され、平成18年度以降の入所者は毎年90名以内で推移すると見込んでいます。（当該特例の適用を受ける施設の今後の入所見込数は別紙資料7のとおり）

職員数は現在、保育所 6 名、廃園となる下川幼稚園 2 名で合計 8 名となり、90 名の児童を受け入れする「児童福祉施設最低基準」による職員数も基準を満たすものであります。また建物等についても同様に基準を満たすものであります。(当該特例の適用を受ける施設の最低基準調書は別紙資料 8 のとおり)

また、私的契約児の保育日課については通常の保育所児と同じ日課「長期保育」を考えているが、幼稚園と同じ日課の希望があれば「短期保育」による対応を検討中であります。(別紙 2 「5(3)短期保育と長期保育の考え方」のとおり)

その際の保育料については「長期保育」に適用する町の基準額表を基準に保育時間等考慮して徴収することについても現在検討中であります。